

放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A

令和6年5月21日現在

No	該当項目	質 問	回 答
1	常勤職員配置の改善について（放課後児童健全育成事業別添1関連）	交付要綱における常勤職員（放課後児童支援員）の定義は、「原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」と示されているが、「開所している日及び時間」のすべてを満たしていない場合は、該当しないのか。	基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする）の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。この場合の総開所時間数は小学校の長期休業期間を除いた平均的な1週間から算出すること。なお、運営規程において、週により「開所している日及び時間」が異なる旨を規定している場合は、平均の日数や時間数等から適切に算出すること。
2		「開所している日及び時間」のすべてにおいて常勤職員が2名以上配置されていない場合は、本基準額の対象とならないか。	1の支援の単位において、常勤職員を2名以上雇用し、配置できる体制（以下、雇用体制という。）を事業所として確保している場合について、本基準額を適用することが可能。
3		雇用体制を確保しているが、当該職員の年次有給休暇等の取得により、常勤職員の配置が2名を下回る日がある支援の単位において、当該補助基準額を適用することは可能か。	適用することは可能。なお、その場合においても、各市町村の条例で定めている配置基準は満たす必要がある。
4		常勤職員として雇用はされているが、長期に渡る産休・育休等の休暇を取得している場合、本補助基準額を適用することは可能か。	産休・育休等は、本人の希望や状況に応じて休暇取得期間が様々であるが、休暇期間が長期に渡る場合には、その期間の代替職員が今回示している常勤職員の定義に該当するかどうかで判断いただきたい。
5		退職等により、年度途中で常勤職員2名以上の配置を満たせなかった場合は、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額の対象とならないのか。	常勤職員の退職等により、雇用体制の維持ができない月があった場合は、本基準額の適用は不可となる。ただし、新たに常勤職員を雇用する等し、引き続き常勤職員2名以上の雇用体制を維持できた場合は本基準額を適用することは可能。
6		常勤職員かどうかをどのように確認するのか（自治体が事業所から何らかの根拠となる資料を取得するのか。）	常勤職員の要件や、実際の勤務状況については、自治体が必要に応じて、就業規則や雇用契約書、勤怠管理等の労務管理に関する書類等により確認することを想定している。なお、常勤職員の定義上「年間を通じて」とあることから、1年間以上の継続雇用が見込めることが要件となる。
7		別添6（放課後児童支援員等処遇改善等事業）や別添13（月額9,000千円相当賃金改善）においても個別に常勤職員の定義の記載があるが、別添1（放課後児童健全育成事業）の常勤職員の定義が適用されるのか。	別添6、別添13はクラブに勤務する職員の処遇改善を目的とした事業である。一方、別添1における「常勤の放課後児童支援員の2名以上の配置」は、放課後児童支援員とこどもの関わりを持つ時間を確保し、育成支援の質を高めることを目的としていることから、趣旨が異なる。そのため、定義の統一はしない。
8		期間業務職員や会計年度任用職員については、常勤職員に該当しないのか。	職員の雇用形態によって区別するものではないため、今回示している常勤職員の定義に該当するかどうかで判断いただきたい。
9		放課後児童支援員認定資格研修を修了していない、いわゆる「みなし支援員」でも、常勤職員の要件を満たせば、本補助基準額を適用することは可能か。	別添1「放課後児童健全育成事業」5 職員体制（2）に記載する「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者」も、対象となる。
10		支援員のシフトを組み、複数の支援の単位を運営している事業所において、支援の単位ごとに配置する支援員を固定しなければ本補助基準額を適用することはできないのか。	運営規程に定める「開所している日及び時間」に応じた雇用体制が確保できる支援の単位は本基準額を適用することが可能。 (例) 平日5時間開所、週5日間開所と運営規程で定め、2つの支援の単位がある事業所の場合 5×5×0.8=20 20時間以上育成支援の業務に従事する職員が常勤職員となる。 上記を満たす職員が4名以上であり、シフトにより両方の支援の単位に従事する状況であるならば、2つの支援の単位が本基準額を適用できる。